主 本件控訴はこれを棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

控訴代理人は「一、原判決を取消す。二、控訴人が長崎市a町b番地所在寺院正 覚寺の主管者であることを確認する。三、被控訴人Aは長崎地方法務局備付の神社 寺院教会登記簿登記番号第八号正覚寺の登記簿中登記事項全部の抹消登記手続をせ よ。四、同被控訴人は長崎市a町b番地所在客殿木造瓦葺二階建一棟建坪六十三坪 七合八勺の建物より退去してこれを控訴人に明渡せ。五、被控訴人Bは右正覚寺庫 裡木造瓦葺平家建一棟建坪八十九坪三合二勺から退去してこれを控訴人に明渡せ。 六、訴訟費用は第一、 二審共被控訴人等の負担とする。」との判決並びに右第四、 五項の請求につき仮執行の宣言を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。 当事者双方の事実上の陳述及び証拠の提出、援用認否は、控訴代理人において原判 決書六枚目裏三行目の「代務者の任命」とあるのを「代務者の任命申請」と訂正す ると述べ証拠として甲第十八号証の一乃至四、同第十九号証の一乃至六、同第 号証を提出し、当審証人C、D、Eの各証言、控訴本人の当審における尋問の結果 を援用し、被控訴代理人において原審において提出した本案前の抗弁を撤回すると 述べ証拠として原審において被控訴本人Bの尋問を求め、当審証人F、Gの各証 言、被控訴本人Bの当審における尋問の結果を援用し、甲第一八号証の二 第十九号証の二乃至六の各成立を認め同第十八号証の一、四、同第十九号証の一 同第二十号証はいづれも不知と述べた外、すべて原判決事実摘示と同一であるから (但し被控訴人援用の証人中Hとあるのは I の誤記と認める。) これを引用する。

訴外長崎市a町b番地所在正覚寺が被控訴人真宗仏光寺派の末寺であつて、控訴 人が昭和十七年三月十日同被控訴人管長より右正覚寺の住職に任命せられたこと。 右正覚寺は長崎市においても最も古い由緒ある寺院の一つで、元被控訴人真宗仏光 寺派本山の別院であり、 (故 J が住職在任当時別院となつた) 本山の管長が同寺院 の住職を兼ね、本山から支配人格の輪番が任命されていたこと。右Jの五女Kの婿Lが最後の輪番として在任中、昭和十五年十一月右L夫妻及び長女の三名が当時同寺院に保護されていた支那人孤児のため惨殺せられ、昭和十四年生れの次女Mを残 すのみとなったので前記Jの七女Nを分家せしめ、控訴人を同女の入夫に迎えて昭 和十六年十二月入夫婚姻届を了し、次で前示のように控訴人が正覚寺の住職に就任 するに至つたが、就任と同時に控訴人の希望により同寺院が被控訴人真宗仏光寺派 の末寺となつたことはいづれも当事者間に争のないところであつて、控訴人は正覚 寺の正式の住職として任命せられたものであると主張するのに対し、被控訴人等は 正覚寺の住職はO家の本家の戸主が世襲的に任命せられることに定められており、 控訴人はO家の分家の戸主であつて本家である前記Mが成人するまでの間の中継住職に、過ぎない旨抗争するので按ずるのに、成立に争のない甲第二号証の一(寺院 規則)乙第五号証(宗制)原審証人Hの証言により成立を認め得る甲第十 証の各一、二、原審並びに当審証人Eの証言控訴本人の原審並びに当審における供 述を綜合すると、控訴人は〇家の戸主となつて、正覚寺の正式の法燈後継者として 迎えられたものであつて、被控訴人等のいわゆる中継住職ではないことが認められ る。右認定に反する原審証人H、I、P、F、Qの各証言部分は措信し難い。 次に被控訴人真宗仏光寺派管長が昭和二十一年二月二日附を以て訴外Rを正覚寺

次に被控訴人真宗仏光寺派管長が昭和二十一年二月二日附を以て訴外Rを正覚寺の住職に特命し、次で同年六月十四日附を以て控訴人に対し正明を退職を正覚寺のに職に特命し、次で同年六月十四日附を以て控訴人に対して関係の五人に対して成立に争のの五、の五十四日がない。の五十四日の一十四日では、四五十四日の五十四日では、四五十四日では、四五十四日では、四五十四日では、四五十四日では、四五十四日では、四十四日には、四十四日には

とすれば右退職処分は適法且有効のものであると断ぜざるを得ないので、以下果して控訴人に右のような非行があつたか否かについて判断する。成立に争のない甲第一号証の一乃至四、同第二号証の一、同第八号証の一、乙第五号証、原審証人Pの証言により成立を認め得る乙第四号証、原審証人Rの証言により成立を認め得る乙第十四号証の一、二、三、前顕各証人、原審証人H、I、S、T原審並びに当審証人F、Eの各証官及び控訴本人の原審並びに当審における供述の一部(但し後記措信しない部分を除く。)に弁論の全趣旨を綜合すると次のような事実を認定することができる。

即ち

- (二) 控訴人の日常の勤行においても、朝夕の読経を怠る等のことがあつて、当時の本山宗務長日から訓戒を受けたようなこともあり、学識豊かな故」及び怜利な故し前輪番等と比較して、檀信徒間にあきたらないものを感じさせていたのであるが、その間今次大戦に再度応召出征留守中、昭和二十年八月妻Nに病死せられ、〇家との血縁を失うに至つて益々孤立の悲境に立つに至つたが、同年九月下旬復員帰還して間もない同年十月頃総代の任期満了を好機として旧総代に諮ることなく独断を以て新総代を選任し、更に寺務員であつた被控訴人Bを罷免したため、遂に旧総代との間に正面衝突を招き、旧総代等十二名の連署による同年十一月十五日附正覚寺住職即時解職の件御願の書面が本山宗務長F宛提出されるに至つたが、一方控訴人より提出された新檀徒総代選任屈は、旧総代の連署を欠ぐの故を以て本山から返戻された。
- (三) よつて被控訴人真宗仏光寺派本山においても事態を重大視し昭和二十一年一月下旬宗務長Fを現地長崎市に派遣してこれが実地調査にあたらしめたが、当の控訴本人は所用に藉口して諫早市に赴き所在を明かにせず、遂に宗務長Fとの面会を避け一片の弁明すらなさずに終つた。
- (四) その後被控訴人本山においては右Fの帰山後昭和二十一年二月初旬内局会議を経て控訴人の退職を求めることに意見が一致し、その自発的退職を促すため京都本山に出頭方を再三に亘り要求したが、控訴人は徒らにこれを遷延するのみで漸く同年五月二十六日兄Eと同道の上出頭したので、宗務長Fにおいて控訴人と面接の上その意向を質したところ、控訴人支持派の門徒と一度面談するよう懇請したので、これを容れ右門徒の来訪を待つこととした。然しながら当時既に門徒の人心は控訴人より離反し、檀信徒中積極的に控訴人を支持する者なく、遂にその来訪を見なかつたので、已むなく同年六月十四日附を以て命退職の発令をなすに至つたものである。

(要旨)惟うに寺院は檀信徒及び僧侶が相寄つて構成した一つの団体であるから、檀信徒の支持なくしては寺院は精〈/要旨〉神的並びに物質的にその存立の基礎を失うものというべく、従つて寺院の主管者たる住職は寺院の維持運営にあたり檀信徒特に檀徒総代の支持と協力を得ることに努むべきは当然であり、たとい寺院の運営に関して檀徒総代側に改むべき点があるとしても、その理解と協力の下にこれが改革に着手すべきであるに拘らず、自己の住職なる地位、権限を強調するに急の余り、檀徒総代の支持と協力を失い、遂にこれと正面衝突するに至り、神聖なるべき法城に醜悪なる紛争を惹起せしめた控訴人の責任は決して軽くないものというべく、控

訴人の敍上行為は部内の和合を破つたものとして、正に前記誓約書の(二)の条項に違背する非行であると断ぜざるを得ない。右認定に反する控訴本人の原審並びに 当審における供述は採用し難い。

さすれば被控訴人真宗仏光寺派管長のなした退職処分は固より有効であるから、これにより控訴人は正覚寺住職たる地位を失つたものといわなければならない。(なお被控訴人真宗仏光寺派審判会が昭和二十三年五月十三日控訴人に対してなした僧籍剥奪処分(擯斥処分)の効力の有無についても当事者間に争があるけれども、本件において控訴人は正覚寺住職たることの確認を求めているのみであるから右僧籍剥奪処分の効力の有無についてはその認定をなす必要がないものと認めこれが判断をなさないこととした。)

なお控訴人は被控訴人Aに対し正覚寺の登記簿中の登記事項の抹消及び正覚寺客殿の明渡を、又同Bに対し正覚寺庫裡の明渡を夫々訴求しているけれども、控訴人は正覚寺の住職たる地位を失つたものであること前認定の通りであり、他にからる請求をなす権限を有することについては何等の主張立証がないから、右請求はいづれも爾余の判断をなすまでもなく失当であるといわなければならない。

れも爾余の判断をなすまでもなく失当であるといわなければならない。 よつて控訴人の本訴請求は全部失当としてこれを棄却し、訴訟費用の負担につき 民事訴訟法第九十五条第八十九条を適用し主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 小野謙次郎 裁判官 中園原一 裁判官 森田直記)